

平成30年度
第1回川口市廃棄物処理施設専門委員会
資料

| | |
|-------------------------------|----|
| 資料1：川口市廃棄物処理施設専門委員会委員名簿 | 1 |
| 資料2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋） | 2 |
| 資料3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋） | 6 |
| 資料4：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋） | 7 |
| 資料5：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（抜粋） | 8 |
| 資料6：川口市市民参加条例（抜粋） | 9 |
| 資料7：川口市附属機関等の会議公開に関する要綱 | 11 |
| 資料8：川口市情報公開条例（抜粋） | 14 |
| 資料9：廃棄物処理施設専門委員会会議の傍聴要領（案） | 16 |

川口市廃棄物処理施設専門委員会委員

| 専門分野 | 氏名 | 所属・職名等 |
|-----------------|--------|---------------------------|
| 廃棄物処理 (2名) | 小野 雄策 | 元日本工業大学教授 |
| | 小松 登志子 | 埼玉大学理工学研究科 名誉教授 |
| 大気汚染・悪臭 (1名) | 松本 利恵 | 埼玉県環境科学国際 センター研究推進室副室長 |
| 騒音・振動 (1名) | 木村 和則 | 元小林理学研究所 主任研究員 |
| 水質汚濁 (1名) | 河村 清史 | 元埼玉大学大学院 教授 |

＜資料 2＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第 8 条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）一般廃棄物処理施設の設置の場所
- （3）一般廃棄物処理施設の種類
- （4）一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- （5）一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- （6）一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- （7）一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- （8）一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- （9）その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。・・・（略）・・・。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第 1 項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（・・・（略）・・・）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 （略）

6 第 4 項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置

に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第8条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

(2) その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(3) 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) (略)

2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請に係るごみ処理施設(政令で定めるものに限る。)の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)の過度の集中により大気環境基準(ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であって、政令で定めるものをいう。)の確保が困難となると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前条第1項の許可(同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第1項第2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

4 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

6 環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、前条第1項の許可の申請に対し都道府県知事が行う処分に関し必要な指示をするこ

とができる。

- 7 環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあっては、都道府県知事が行う第5項の検査に関し必要な指示をすることができる。

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
- (9) その他環境省令で定める事項

- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。・・・(略)・・・。

- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（・・・(略)・・・）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 5 (略)

- 6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して

二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

(2) その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(3) 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) (略)

2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前条第1項の許可（同条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

4 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

<資料3>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第4条の3 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

（委員会の設置）

第 13 条の 2 法第 8 条の 2 第 1 項第 2 号（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号（第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項その他廃棄物処理施設に関し必要な事項について調査審議するため、川口市廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第 13 条の 3 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

（委員会の委員）

第 13 条の 4 委員会の委員は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（委員会の委員の任期）

第 13 条の 5 委員会の委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 13 条の 6 第 13 条の 2 から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

<資料 5>

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（抜粋）

（委員会の委員長及び副委員長）

第 11 条の 2 条例第 13 条の 2 の規定により設置する川口市廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第 11 条の 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

（委員会の庶務）

第 11 条の 4 委員会の庶務は、環境部産業廃棄物対策課において処理する。

川口市市民参加条例（抜粋）

第5節 附属機関等の会議

（附属機関等）

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

（会議公開の原則）

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（1）当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。

（2）川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。

（3）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

（会議記録の作成及び公開）

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第10条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年1回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

川口市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であつて公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）第2条第3号に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ
- (8) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

廃棄物処理施設専門委員会会議の傍聴要領（案）

傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 委員長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 録音、撮影等をしないでください。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

会場の秩序維持

傍聴人が順守事項に違反したときには、退場していただくことがあります。